

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

「令和8年度稲城市農業用肥料購入経費支援事業」の概要

長期化する肥料価格の高止まりにより厳しい経営状況に置かれている農業者に対し、肥料の購入経費を支援することにより、農業者の負担軽減及び農業経営の改善を図り、もって都市農業の推進及び農地の保全に資することを目的とする。

補助対象者

- ・市内の農地で50日以上耕作する農業従事者
 - ・稲城市内に住所を有する東京南農業協同組合の正組合員である者 など
- (※詳細は稲城市農業用肥料購入経費支援事業補助金交付要綱をご確認ください。)

補助対象

令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に対象者が購入した農業用肥料購入費用 (消費税相当額を除く)

補助額

農業用肥料購入費の2分の1以内 (消費税相当額を除く、上限額5万円)

※合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額が補助額です。

※予算限度額に達した時点で、受付終了となります。

申請期間

令和8年12月1日(火)から令和9年2月1日(月)まで

- ・申請は各農業者1回のみとなります。
- ・申請期間内であっても、予算限度額に到達した時点で受付終了となりますので予めご了承ください。

手続きの流れ

- ① **農業用肥料を購入した領収書・レシート等を添付し、補助金交付申請書を稲城市役所経済課(6階)へ提出。**
(申請書様式は経済課窓口・JA東京みなみ稲城支店等で配布又は市Webよりダウンロード)
- ② **交付決定通知書と請求書がお手元に届いたら、令和9年2月19日(金)までに請求書及び振込先通帳の写しを添付し、経済課まで提出。**

お問合せ先

稲城市役所経済課(6階) 農政係 (☎042-378-2111 内線673・675)
詳細については市の経済課Webをご確認ください。

物価高騰対応重点支援

～令和8年度稲城市農業用肥料購入経費支援事業～

補助要件

- ・稲城市内に住所を有するJA東京みなみの正組合員である。
- ・市内の農地で50日以上農業に従事している。
- ・対象期間内（令和8年1月1日～令和8年12月31日）に農業用肥料を購入した。

① 農業用肥料を購入したことが分かる領収書等を集める。

- ・上記補助要件は満たしていますか？
- ・農業用以外のものが領収書に含まれていませんか？

② 交付申請書に①で集めた領収書等を添付し、経済課窓口へ提出
(申請受付期間:
令和8年12月1日～令和9年2月1日)

- ・申請は1回のみです。
- ・ただし、予算限度額に到達した時点で受付終了となりますので予めご了承ください。

③ 審査後、交付決定通知書と請求書が届く。

- ・事務処理期間は最大で4週間を予定しています。

④ 令和9年2月19日までに請求書等を経済課窓口へ提出

- ・預金通帳の写し（振込先の分かるもの）を添付。

⑤ 指定した振込先口座に入金される。

- ・請求書提出後、3週間を目安に通帳への入金をご確認ください。